

福岡医発第1395号(地)

平成17年11月2日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の
中間報告を踏まえた今後の対応について

標記調査中間報告につきましては、平成17年10月27日付福岡医発第1370号(地)にてご連絡いたしておりましたが、今般、厚生労働省より日本医師会を通じ別添のとおり通知がありました。

本通知は、中間報告の結果を踏まえ、アスベスト(石綿)等の粉じんの飛散によりばく露の恐れがある病院における対応について、留意点を3点掲げるとともに、該当病院が適切な処置を講ずるよう都道府県に指導を求めています。

また、アスベスト(石綿)等の粉じんの飛散によりばく露の恐れがある場合は、医療法及び労働安全衛生法(並びに石綿障害予防規則)等が規定に従わないときには刑罰を科すことも含め、主な関係法令として関わるとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに貴会会員病院にご周知いただき、アスベスト(石綿)等の粉じんの飛散によりばく露の恐れがある該当病院に対しては適切な処置を講ずるよう、ご指導方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 該当病院については、追加調査が行われ、別添のとおり直接、福岡県保健福祉部医療指導課より通知がなされております。
- 2) 調査結果について、厚生労働省において病院名等の公表を検討しているとのことでありますので、アスベスト(石綿)等の措置状況が未定である病院は早急に工事日程の設定又は使用禁止(封鎖)の措置をとる必要があります。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・島田昇二郎



(地 I 124)

平成 17 年 10 月 28 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

土



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告を踏まえた
今後の対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

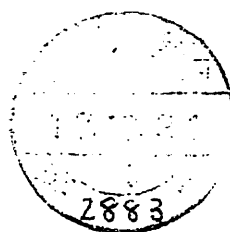
さて、厚生労働省による標記調査につきましては、平成17年10月11日付（地 I 113）の文書を以って、貴会に中間報告を送付申し上げているところです。

今般、その結果を踏まえ、アスベスト（石綿）等の粉じんの飛散によりばく露の恐れがある病院における対応について、厚生労働省より各都道府県宛に通知がなされました。

通知では、留意点を三点掲げるとともに、該当病院が適切な処置を講ずるよう都道府県に指導を求めています。

アスベスト（石綿）等の粉じんの飛散によりばく露の恐れがある場合では、医療法及び労働安全衛生法（並びに石綿障害予防規則）等が、規定に従わないときには刑罰を科すことも含め、主な関係法令として関わります。また、ばく露のおそれのある病院に対しては別途、追加調査が行われる予定です。

つきましては、貴会におかれましても、本件について御了知いただくとともに、貴会管下病院に対する周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡

平成17年10月17日

(社) 日本医師会 御中

厚生労働省医政局指導課

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の
中間報告を踏まえた今後の対応について

「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」（平成17年8月1日医政発第0801004号医政局長通知）に基づき行っております病院における吹付けアスベスト等使用実態調査に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

当調査の中間的な集計結果につきましては、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告の結果及び当面の対応について」（平成17年10月4日医政発第1004001号）により公表したところですが、このたび中間報告を踏まえた今後の対応につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知を発出いたしましたのでご連絡いたします。

なお、本調査につきましては、都道府県から医政局への最終的な提出を、平成17年10月31日（月）までに行うようお願いしております。本調査の重要性をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。



(別添)

医政指発第 1017001 号

平成 17 年 10 月 17 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査
の中間報告を踏まえた今後の対応について

標記について、今般、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（依頼）」（平成 17 年 8 月 1 日医政発第 0801004 号）により中間報告のあった全国の調査結果をとりまとめ、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告の結果及び当面の対応について」（平成 17 年 10 月 4 日医政発第 1004001 号）を通知したところですが、アスベスト（石綿）等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある病院における対応については、下記にご留意いただき、適切な処置を講ずるよう重ねてご指導方お願いします。

記

- 1 ばく露のおそれがある病院については、患者等の安全の確保を最優先に取り組む必要があることから、該当する場所を使用禁止にするなどしたうえで直ちに石綿等の除去等を行うなど、関係部局と連携のうえ、法令等に基づき適切な処置を講ずること。

また、今後の調査の進捗に伴い、アスベスト（石綿）対策が必要な施設を有することが明らかとなった病院についても、同様の処置を講ずること。

【主な関係法令】

医療法、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- 2 ばく露のおそれがある病院については、吹付けアスベスト等の存在とその状態、立入禁止等の措置状況及び今後の対応方針等について、患者などに対し、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに説明を行うこと。
- 3 なお、ばく露のおそれがある病院について、別途、厚生労働省より追加調査を貴都道府県にお願いする予定であるので御了知願いたい。

参 照 条 文

○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第20条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

第24条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第21条第1項若しくは第2項若しくは第22条の規定若しくは第23条第1定に基づく厚生労働省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

2 （略）

第25条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

○ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抄）

（製造等が禁止される有害物等）

第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 アモサイト

五 クロシドライト

六～八 （略）

九 石綿（第4号及び第5号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）

を含有する別表第8の2に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの

十 （略）

十一 第2号から第8号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

2 （略）

別表第3 特定化学物質等（第6条、第15条、第17条、第21条、第22条関係）

一 （略）

二 第二類物質

1～3 （略）

4 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）

5～36 （略）

37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 （略）

別表第8の2 石綿を含有する製品（第16条関係）

一 石綿セメント円筒

二 押出成形セメント板

三 住宅屋根用化粧スレート

四 繊維強化セメント板

五 窯業系サイディング

六 クラッチフェーシング

七 クラッチライニング

八 ブレーキパッド

九 ブレーキライニング

十 接着剤

○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抄）

（定義等）

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 石綿等 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第16条第1項第4号、第5号若しくは第9号に掲げる物若しくは同項11号に掲げる物（同項第4号又は第5号に係るものに限る。）又は令別表第3第2号4に掲げる物若しくは次項に規定する物をいう。

二～四 （略）

2 （略）

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 （略）

17医指第2253号
平成17年11月1日

〇〇病院管理者殿

福岡県保健福祉部医療指導課長

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査における「ばく露のおそれがある場所を有する病院」に係る追加調査について

標記のことについて、貴病院内の一部にはアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散によりばく露のおそれがあるという調査結果をいただいております。

今回厚生労働省からこれらの病院に対して、個別の調査を行うよう指示がありましたので、別紙追加調査実施要領に基づき、調査様式1を作成いただき、11月9日(水)までに当課あて報告願います。

御承知のとおりアスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれております。病院の構造設備は衛生上安全と認められるようなものでなければならず、また一般に事業者には健康障害を防止するため必要な措置を講ずる義務が課されているところです。ついで、患者又は職員等の安全対策に万全を期すため、該当する場所の使用を禁止するなどしたうえで、すみやかにアスベスト(石綿)等の除去を行うなど、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、今回の調査結果については、別添の知事あて調査依頼のとおり、厚生労働省において病院名等の公表を検討していることを申し添えます。(措置状況が未定である場合は、早急に工事日程の設定又は使用禁止(封鎖)の措置をとっていただくようお願いいたします。)

連絡・提出先

福岡県保健福祉部医療指導課医務係

担当 橋本

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277



医政発第1031003号

平成17年10月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査における「ばく露のおそれがある場所を有する病院」に係る追加調査について

「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成17年8月1日医政発第0801004号)について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

過日10月4日付で中間報告の結果を公表したところですが、10月末日までに調査回答のあった病院のうち、「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する」ものがあることが判明しました。

つきましては、このような状態に該当する病院(中間報告分のみではなく、最終報告分も含める。)の措置状況等について把握するため、実施要領(別紙)に基づき、調査表を作成のうえ、平成17年11月10日(木)までに電子媒体(メール)にて提出していただくようお願いいたします。

また、11月中に予定されている報告においては、都道府県別、開設者別集計データ等についても公表する予定としております。

なお、本通知における追加調査の「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院」については、措置状況が「措置済」「措置予定」「未定」のものの個別病院名等も提出いただいたものを基に必要な情報を公表することを検討しております。また、8月1日付通知による調査及び本追加調査に未回答の病院についても、個別病院名等必要な情報を公表することを検討しておりますので、その旨病院に周知のうえ、重ねて調査結果の精査及び期限までのご提出をお願いいたします。

さらに、該当病院に対して関係法令等に従った適切な措置を講ずるよう、重ねてご指導方お願いします。

(別紙)

「ばく露のおそれがある場所を有する病院」に係る追加調査実施要領

1. 個表様式1(各病院が作成するもの)について

- (1) 追加調査の対象となる病院は、「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成17年8月1日医政発第0801004号)に基づく調査において、「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの④」を有していると回答した病院であること。
- (2) 本調査については、「アスベスト全体」のみ作成し、「吹付けアスベスト及び吹付けロックウールのみ」の作成は不要であること。
- (3) 「開設者」の欄は、「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成17年8月1日医政発第0801004号)の別紙4と一致するものであること。
- (4) 「日常利用場所」「その他の場所」の欄における1)～19)までの区分記は、別紙(参考)によること。
- (5) 「措置状況」欄のうち、
 - ・「措置済」は、アスベストの除去、囲い込み、封じ込めのいずれかの措置をとった場所のみを有する場合とすること。なお、8月1日付通知による調査以降に措置した場所を有する場合とすること。
 - ・「措置予定」は、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場所を有する場合とすること。なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合は「措置予定」とすること。
 - ・「未定」は、工事日程が決まっていない場所を有する場合とすること。
 - ・「措置済」「措置予定」「未定」のいずれの場合についても、上記(4)の区分ごとに該当部分の床面積を記入すること。

(参考)

「日常利用場所」「その他の場所」の欄における
1) ～ 19) までの区分

○患者利用あり 1) ～ 12)

- 1) 病室
- 2) 手術室
- 3) 診察室
- 4) 処置室
- 5) 機能訓練室
- 6) 食堂
- 7) 談話室
- 8) 浴室
- 9) 廊下
- 10) 待合室
- 11) 駐車場
- 12) その他（具体的に記載）

○患者利用なし 13) ～ 19)

- 13) ボイラー室
- 14) エレベーター機械室
- 15) 機械室（エレベーター機械室を除く）
- 16) 倉庫
- 17) 職員宿舍
- 18) 医療関係職種等養成所
- 19) その他（具体的に記載）

